

大槌町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大 槌 町

事 業 名 : 漁 業 集 落 排 水 処 理 事 業

策 定 日 : 平 成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 28 年 度 ~ 平 成 37 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年4月 (12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用 (平成32年度一部適用予定)
処理区域内人口密度	31.2人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(吉里吉里・浪板地区)		
処 理 場 数	1箇所(吉里吉里地区漁業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【上水道のみ使用の場合】 ・基本使用料 10m ³ まで:1,296円(税込) ・従量使用料 10m ³ を超え 20m ³ まで:1m ³ につき120円 / 20m ³ を超え 30m ³ まで:1m ³ につき130円 30m ³ を超え 40m ³ まで:1m ³ につき140円 / 40m ³ を超え 50m ³ まで:1m ³ につき150円 50m ³ を超え100m ³ まで:1m ³ につき160円 / 100m ³ を超え500m ³ まで:1m ³ につき180円 500m ³ を超えるもの:1m ³ につき200円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同 上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【上水道以外の水を併用若しくは上水道以外の水のみ使用の場合(認定)】 1人:6m ³ :1,296円 / 2人:12m ³ :1,555円 / 3人:18m ³ :2,332円 / 4人:23m ³ :3,013円 5人:27m ³ :3,574円 / 6人:30m ³ :3,996円 / 7人:32m ³ :4,298円 / 8人以上:33m ³ :4,449円(全て税込)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,520円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,345円
	平成26年度	2,592円		平成26年度	3,386円
	平成27年度	2,592円		平成27年度	3,206円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	職員体制:課長1名、事業担当班員9名(町職員2名、東日本大震災復興事業派遣職員7名) 職員給与費の予算措置状況:公共下水道事業0.5名、漁業集落排水処理事業0.5名、一般会計1名
事業運営組織	漁業集落排水処理事業担当課(班):復興局復興推進課(下水道班)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	【吉里吉里地区漁業集落排水処理施設】 維持管理業務、放流水水質分析業務、自家用電気工作物保安管理業務、 消防用設備点検業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、電気計装機器保守点検業務、汚泥溶出試験業務
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「平成26年度経営比較分析表」のとおり

2. 経営の基本方針

<p>①大槌町民が快適に生活できる環境の整備 漁業集落排水処理事業により、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造します。</p> <p>②安定した下水道事業の実現のための経営基盤の強化 地方公営企業法適化をはじめとした経営基盤の強化へ向けた取り組みを実施します。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙「収支計画」とおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○算出における前提条件

- ・平成26年度から平成27年度は決算額を、平成28年度は12月現在での決算見込み額を計上しています。
- ・建設改良に係る投資は、東日本大震災復興事業、町単独事業、職員の人件費等を見込んでいます。
- ・東日本大震災復興事業に関する投資は、平成28年度をピークに平成31年度までの支出を見込んでいます。
- ・人件費や物価の上昇は見込まず、現状の水準で推移するものと見込んでいます。

○汚水整備に関する投資

- ・計画区域内における汚水整備は、東日本大震災復興事業の完了にて概成します。
- ・その後は、一般住宅の新築に伴う公共ます設置工事にかかる財源を確保していきます。

○雨水浸水対策に関する投資

- ・計画区域内における雨水排水路整備は、東日本大震災復興事業の完了にて概成します。

○処理場等の設備更新に関する投資

- ・処理場の機器については、23災第集落1号漁業集落環境施設災害復旧工事にて全て更新済みであります。

② 収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

○算出における前提条件

- ・平成26年度から平成27年度は決算額を、平成28年度は12月現在での決算見込み額を計上しています。
- ・使用料収入については、東日本大震災復興事業の進捗による増収と、人口減少を考慮して試算しています。
- ・一般会計繰入金については、国が示す繰出し基準に基づく繰入の他、赤字を補てんするための基準外繰入も見込んでいます。

○使用料収入の確保

- ・排水設備工事費用に対する無利子貸付事業制度の活用等による水洗化率の向上を目指し、安定的な使用料の確保に努めます。

【資本的収入】

○算出における前提条件

- ・平成26年度から平成27年度は決算額を、平成28年度は12月現在での決算見込み額を計上しています。
- ・主な収入として、東日本大震災復興交付金、地方債借入、受益者分担金、一般会計補助金を計上しています。
- ・受益者分担金については、新築により新たに公共ますを設置する宅地戸数を見込んでいます。
- ・地方債借入については、資本費平準化債に加え、東日本大震災復興事業及び地方公営企業法適化事業による企業債による収入を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○算出における前提条件

- ・職員給与・他人件費については、東日本大震災復興交付金事業が終了する平成32年度以降は、収益的支出に1名分計上しています。
- ・吉里吉里地区漁業集落排水処理施設の維持管理費については、東日本大震災復興事業の進捗による汚水処理量の増加に伴う汚水処理経費の増加を見込んでいます。
- ・設備の急な故障等に対応するため、予備的経費として修繕費用を計上しています。
- ・一般管理費として主に水道事業所への使用料徴収業務委託料を計上しています。

○汚水処理に関する経費

- ・限られた使用料収入の範囲内で汚水処理を行っていくため、維持管理業者と連携を密にしながら汚水処理経費の抑制に努めます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>○経営状況を分析した上での使用料体系の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営の基で事業を展開するためには、使用料体系の見直しは、必須の検討課題であると認識しています。 ・使用料体系の見直しには、面整備の進捗による処理区域人口や汚水処理経費の推移を分析しながら検討する必要があります。 ・平成32年度に予定している地方公営企業法適化により、詳細な経営分析が可能となることから、その分析結果を使用料体系の見直しに活かしていきます。
資産活用による収入増加の取組について	該当無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<p>○民間ノウハウの活用による効果の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例を参考としながら、民間ノウハウの活用による施設維持管理の効率化やコスト削減における効果について検討します。
職員給与費に関する事項	<p>○事業規模や業務内容に見合った職員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興事業終了後の組織体制を踏まえた適正な職員体制について検討します。 <p>○経営面での効率性を考慮した事業運営組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法適化後における下水道事業担当部署(班)の所属先について、事業推進の効率性に加え、経営的な面も考慮したうえで検討しています。 <p>○地方公営企業法適化を見込んだ職員育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法適化へ向けた、職員の経営感覚向上や、企業会計事務処理能力習得が求められます。 ・職員研修の機会を充実させ更なる職員の資質向上に努めます。

<p>動力費に関する事項</p>	<p>○不明水対策の推進による安定的な処理場運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場における不明水の流入は、処理場費用の増加による経営の悪化の直接的原因となると考えています。 ・汚水管路の適切な維持管理により、不明水流入を確実に減少させ汚水処理の安定に繋がります。 ・点検により異常の可能性がある管路については、TVカメラを活用した管路調査等を実施することで、不明水流入を防ぐために必要な管路補修箇所を的確に把握していきます。
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>○性能発注方式の導入による経費削減効果の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、単価契約より発注していますが、維持管理業務経費に薬品費を含む性能発注方式を取り入れた場合の経費削減効果について検討します。
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>○設備管理システム導入による施設設備の的確な状態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理場の機器台帳をシステム化し、常に設備状況を的確に把握するように努めます。 <p>○機能保全を重視した計画的維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化を図る観点から、施設の劣化が致命的な状況になる以前に適切な改築、改修、補修等を実施していきます。
<p>委託費に関する事項</p>	<p>○包括的民間委託方式による経費削減効果の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、運転管理等の維持管理業務を専門業者に委託しています。 ・今後見込まれる維持管理経費の増加を最小限に抑えるため補修費を含んだ包括的委託による経費削減効果について検討します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。当面、平成32年度に予定しております地方公営企業法適化後、速やかに見直しの実施を予定しています。</p>
----------------------------	--